

平成 2 9 年 3 月

第 1 回人吉市議会（定例会）議案

人 吉 市

平成 2 9 年 3 月 第 1 回 人吉市議会（定例会）提出案件

議案番号	件	名
議第 1 号	平成 2 8 年度	人吉市一般会計補正予算（第 9 号）
議第 2 号	平成 2 8 年度	人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
議第 3 号	平成 2 8 年度	人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
議第 4 号	平成 2 8 年度	人吉市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）
議第 5 号	平成 2 8 年度	人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第 4 号）
議第 6 号	平成 2 8 年度	人吉市水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
議第 7 号	平成 2 8 年度	人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
議第 8 号	平成 2 8 年度	人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第 1 号）
議第 9 号	平成 2 8 年度	人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）
議第 1 0 号	平成 2 9 年度	人吉市一般会計予算
議第 1 1 号	平成 2 9 年度	人吉市球磨地域交通体系整備特別会計予算
議第 1 2 号	平成 2 9 年度	人吉市国民健康保険事業特別会計予算
議第 1 3 号	平成 2 9 年度	人吉市後期高齢者医療特別会計予算
議第 1 4 号	平成 2 9 年度	人吉市介護保険特別会計予算
議第 1 5 号	平成 2 9 年度	人吉市介護サービス事業特別会計予算
議第 1 6 号	平成 2 9 年度	人吉市水道事業特別会計予算
議第 1 7 号	平成 2 9 年度	人吉市公共下水道事業特別会計予算
議第 1 8 号	平成 2 9 年度	人吉市国民宿舎特別会計予算
議第 1 9 号	平成 2 9 年度	人吉市工業用地造成事業特別会計予算
議第 2 0 号	人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議第 2 1 号	人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議第 2 2 号	人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する	

	条例の制定について
議第 2 3 号	人吉市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 4 号	人吉市個人情報の保護に関する条例及び人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 5 号	人吉市総合計画策定審議会条例等の一部を改正する条例の制定について
議第 2 6 号	人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 7 号	人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 8 号	人吉市税条例等の一部を改正する条例の制定について
議第 2 9 号	人吉市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 0 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議第 3 1 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議第 2 0 号	人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 1 号	人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 2 号	人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 3 号	人吉市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 4 号	人吉市個人情報の保護に関する条例及び人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 5 号	人吉市総合計画策定審議会条例等の一部を改正する条例の制定について
議第 2 6 号	人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 7 号	人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 2 8 号	人吉市税条例等の一部を改正する条例の制定について
議第 2 9 号	人吉市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日提出

人吉市長 松岡 隼人

議第 20 号

人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

人吉市職員の給与に関する条例（昭和 26 年人吉市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項第 2 号中「及び孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫
第 8 条第 3 項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までに掲げる扶養親族については 1 人につき 6,500 円、同項第 2 号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 1 万円とする。

第 8 条第 4 項中「満 15 歳に達する日以後」を「満 15 歳に達する日後」に改める。

第 9 条第 1 項中「いずれかに該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に該当する事実が生じた場合において、その職員の配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第 1 号中「扶養親族たる」を「扶養親族としての」に、同項第 2 号中「扶養親族たる要件」を「扶養親族としての要件」に、「前条第 2 項第 2 号又は第 4 号に該当する」を「扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に掲げる」に改め、同項第 3 号及び第 4 号を削り、同条第 2 項中「扶養親族がない」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその」に、「前項第 1 号」を「同項第 1 号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべてが扶養親族たる」を「全てが扶養親族としての」に改め、同条第 3 項中「これを受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族の一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶

養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、
「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
 - (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子になった場合
- 第9条の2中「100分の18.5」を「100分の20」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（扶養手当に関する特例）

- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については1万円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万円）、同項第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨も含む。）」と、「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った

者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは、

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族た

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のな

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有する子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満21歳未満の職員となった場合（前号に掲げる場合を除く。）

するに至った場合（第1号に掲げる場合を除く。）

22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族とし

ての要件を欠くに至った場合を除く。）

と、同条第3項中「におい

」

ては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

(提案理由)

職員の扶養手当及び地域手当に関し、人事院勧告等に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 2 1 号

人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年人吉市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 1 項中「その子」の次に「（民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び次条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）」を加え、同条第 2 項中「日常生活を営むのに支障がある者を介護する」を「要介護者を介護する」に、「その子」の次に「（民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び次条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）」を加え、「日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）」を「要介護者」に改める。

第 8 条の 3 第 3 項中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同条第 4 項中「第 1 項及び前項」を「前 3 項」に、「日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項において「要介護者」という。）」を「要介護者」に、「あるのは「要介護者のある職員（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。）」にお

ける」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第11条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第15条中「配偶者」を「要介護者（配偶者）に、「支障があるものの介護をするため、」を「支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」に改め、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

第17条（見出しを含む。）中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

附 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 8 年法律第 9 5 号）が施行されたことに伴い、職員の育児に係る勤務の特例の対象となる子の範囲を拡大すること、職員の介護休暇の内容を変更すること、及び新たに職員の休暇として介護時間を追加すること、並びに所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 2 2 号

人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

人吉市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年人吉市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号ア(イ)を次のように改める。

- (イ) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（第 2 条の 3 第 3 号において「1 歳 6 か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第 2 条第 4 号イ中「次条第 3 号」を「第 2 条の 3 第 3 号」に、「養育する子の 1 歳到達日」を「養育する子が 1 歳に達する日（以下この号及び同条において「1 歳到達日」という。）」に改める。

第 2 条の 3 を第 2 条の 4 とする。

第 2 条の 2 第 3 号中「当該子が 1 歳 6 か月に達する日」を「当該子の 1 歳 6 か月到達日」に改め、同条を第 2 条の 3 とする。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者）

第 2 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 4 第 2 項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第 2 7 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により委託されている当該児童とする。

第 3 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 育児休業している職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により、職員と別居することとなった場合

第 3 条第 7 号を同条第 8 号とし、同条第 6 号中「第 2 条の 2 第 3 号」を「第 2 条の 3 第 3 号」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条中第 2 号

から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児休業している職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第11条第1号中「産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと」を「、産前の休業を始め、又は、出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと」に改め、同条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第20条第2項中「として特別休暇（勤務時間条例第14条に規定する特別休暇をいう。）を与えられている職員」を「（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）」に、「当該特別休暇に係る時間」を「当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」に改め、同条第3項中「労働基準法第67条第1項の規定による育児時間として与えられる休暇を承認されている場合」を「育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合に」に、「休暇を承認されている時間」を「育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

附 則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成２８年法律第９５号）が施行されたことに伴い、育児休業を承認する対象となる子及び育児休業を取得できる対象となる非常勤職員の範囲を拡大すること、並びに所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 23 号

人吉市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

人吉市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 26 年人吉市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第 6 条の 2 法第 26 条の 6 第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第 4 条第 1 号の外国での勤務が同日後も引き続くことになり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

国家公務員における配偶者同行休業制度の改正に準じ、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 26 条の 6 第 3 項に規定する配偶者同行休業の再度の延長を認める事情を定めるため、条例の一部を改正するものである。

議第 2 4 号

人吉市個人情報の保護に関する条例及び人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(人吉市個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第 1 条 人吉市個人情報の保護に関する条例（平成 1 4 年人吉市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「第 2 項」の次に「（これらの規定を番号法第 2 6 条において準用する場合を含む。）」を加える。

第 2 2 条の 2 第 1 号オ中「第 2 8 条」を「第 2 9 条」に改める。

(人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 2 条 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年人吉市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「第 1 9 条第 9 号」を「第 1 9 条第 1 0 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 9 年 5 月 3 0 日から施行する。

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 6 5 号）が施行することに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 2 5 号

人吉市総合計画策定審議会条例等の一部を改正する条例

(人吉市総合計画策定審議会条例の一部改正)

第 1 条 人吉市総合計画策定審議会条例（昭和 4 5 年人吉市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「総務部」を「企画政策部」に改める。

(人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会条例の一部改正)

第 2 条 人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会条例（平成 2 6 年人吉市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「総務部」を「企画政策部」に改める。

(人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の一部改正)

第 3 条 人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例（平成 2 7 年人吉市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「総務部」を「企画政策部」に改める。

(人吉市地域公共交通会議設置条例の一部改正)

第 4 条 人吉市地域公共交通会議設置条例（平成 2 2 年人吉市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

題名中「設置」を削る。

第 9 条中「総務部自治振興課」を「企画政策部企画課」に改める。

(人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868条例の一部改正)

第 5 条 人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868条例（平成 2 7 年人吉市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「総務部自治振興課」を「企画政策部企画課」に改める。

(人吉市庁舎等移転建設審議会条例の一部改正)

第 6 条 人吉市庁舎等移転建設審議会条例（平成 2 5 年人吉市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「市庁舎建設準備室」を「市庁舎建設推進室」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

組織機構改革に伴い、関係する条例の一部を改正するものである。

議第 2 6 号

人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

(人吉市公民館条例の一部改正)

第 1 条 人吉市公民館条例（昭和 6 0 年人吉市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 人吉市大塚公民館の項中「人吉市大塚公民館」を「人吉市東間公民館大塚分館」に、「田野校区公民館」を「東間校区公民館大塚分館」に改める。

別表第 2 人吉市大塚公民館の部中「人吉市大塚公民館」を「人吉市東間公民館大塚分館」に改める。

(人吉市コミュニティセンター条例の一部改正)

第 2 条 人吉市コミュニティセンター条例（昭和 6 0 年人吉市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 中「人吉市大塚コミュニティセンター」を「人吉市東間コミュニティセンター大塚分館」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

人吉市大塚公民館及び人吉市大塚コミュニティセンターを人吉市東間公民館大塚分館及び人吉市東間コミュニティセンター大塚分館に位置付けることに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 27 号

人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例

(人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 1 条 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年人吉市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 予防接種事故対策協議会の部の次に次のように加える。

乳幼児健康診査嘱託医	日 23, 500 円
乳幼児歯科健康診査嘱託医	日 23, 500 円
乳幼児歯科健康診査及びフッ化物塗布 嘱託医	日 43, 500 円

第 2 条 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 国民健康保険運営協議会の部会長の項中「年 36, 500 円」を「日 6, 000 円」に改め、同部委員の項中「年 28, 700 円」を「日 5, 500 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 2 条の規定による改正後の人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第 1 の規定は、平成 29 年 9 月 1 日以後に支給する国民健康保険運営協議会の会長及び委員の報酬について適用し、平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日までに支給する国民健康保険運営協議会の会長及び委員の報酬については、なお従前の例による。

(提案理由)

人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年人吉市条例第 18 号）別表第 1 に規定する国民健康保険運営協議会の会長及び委員の報酬を年額報酬から日額報酬へ変更し、並びに既に設置している乳幼児健康診査嘱託医等の報酬額を規定するため、条例の一部を改正するものである。

議第 28 号

人吉市税条例等の一部を改正する条例

(人吉市税条例の一部改正)

第 1 条 人吉市税条例（昭和 29 年人吉市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 41 年度」を「平成 43 年度」に、「平成 31 年」を「平成 33 年」に改める。

(人吉市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 人吉市税条例等の一部を改正する条例（平成 28 年人吉市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして、「（人吉市税条例の一部改正）」を付し、同条のうち、人吉市税条例第 18 条の 3 の改正規定を削り、同条例第 19 条の改正規定中「（）」、第 53 条の 7、第 67 条」の次に「、第 81 条の 6 第 1 項」を加え、」を削り、同条例第 2 号及び第 3 号の改正規定中「、「第 98 条第 1 項」を「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項」に改め」を削り、同条例第 34 条の 4 及び第 80 条の改正規定、同条の次に 1 条を加える改正規定、同条例第 81 条の改正規定、同条の次に 7 条を加える改正規定、同条例第 82 条、第 83 条、第 85 条及び第 87 条から第 91 条までの改正規定並びに同条例附則第 15 条の次に 5 条を加える改正規定を削り、同条例附則第 16 条の改正規定を次のように改める。

附則第 16 条第 1 項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 82 条第 2 号アの項中「第 82 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改め、同条第 2 項中「規定する」を「掲げる」に、「平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで」を「平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」に、「において、平成 28 年度分」を「には、平成 29 年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 82 条第 2 号アの項中「第 82 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改め、同条第 3 項中「規定する」を「掲げる」に、「平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで」を「平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」に、「において、平成 28 年度分」を「には、平成 29 年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 82 条第 2

号アの項中「第 8 2 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改め、同条第 4 項中「規定する」を「掲げる」に、「平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで」を「平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで」に、「において、平成 2 8 年度分」を「には、平成 2 9 年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 8 2 条第 2 号アの項中「第 8 2 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改める。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

第 1 条の 2 人吉市税条例の一部を次のように改正する。

第 1 8 条の 3 中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 1 9 条中「）、第 5 3 条の 7、第 6 7 条」の次に「、第 8 1 条の 6 第 1 項」を加え、同条第 2 号及び第 3 号中「第 9 8 条第 1 項」を「第 8 1 条の 6 第 1 項の申告書、第 9 8 条第 1 項」に改める。

第 3 4 条の 4 中「1 0 0 分の 1 2 . 1」を「1 0 0 分の 8 . 4」に改める。

第 8 0 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

軽自動車税は、3 輪以上の軽自動車に対し、当該 3 輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者には、法第 4 4 3 条第 2 項に規定する者を含まないものとする。

第 8 0 条第 3 項中「第 4 4 3 条第 1 項」を「第 4 4 5 条第 1 項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第 1 項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第 8 0 条の次に次の 1 条を加える。

(軽自動車税の課税免除)

第 8 0 条の 2 軽自動車等のうち次に掲げるものに対しては、軽自動車税を課さない。

(1) 商品であって使用しないもの

第 8 1 条を次のように改める。

(軽自動車税のみなす課税)

第 8 1 条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を第 8 0 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3 輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。
- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。
- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の7条を加える。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

- (1) 救急用のもの
（環境性能割の課税標準）

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の

(環境性能割の徴収の方法)

第 8 1 条の 5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第 8 1 条の 6 環境性能割の納税義務者は、法第 4 5 4 条第 1 項各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 3 3 号の 4 様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3 輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第 4 5 4 条第 1 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 3 3 号の 4 様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第 8 1 条の 7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。

(環境性能割の減免)

第 8 1 条の 8 市長は、公益のため直接専用する 3 輪以上の軽自動車又は第 9 0 条第 1 項各号に掲げる軽自動車等（3 輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第 8 2 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型自動車

ア 軽自動車

(ア) 二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600 円

(イ) 3 輪のもの 年額 3,900 円

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6, 900円

自家用 年額 10, 800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3, 800円

自家用 年額 5, 000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2, 400円

(イ) その他のもの 年額 5, 900円

第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第15条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、熊本県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、熊本県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「熊本県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、熊本県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として熊本県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
---------	--------	--------

第2号ア(ウ)a	6, 900円	8, 200円
	10, 800円	12, 900円
第2号ア(ウ)b	3, 800円	4, 500円
	5, 000円	6, 000円

附則第16条第2項から第4項までを削る。

附則第1条第1号中「次号」を「第4号」に、「第4項」を「第3項」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 第1条中人吉市税条例附則第16条の改正規定及び附則第3条の2の規定 平成29年4月1日

附則第1条に次の1号を加える。

(4) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中人吉市税条例等の一部を改正する条例（平成27年人吉市条例第18号）附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第2条の2及び第4条の規定 平成31年10月1日

附則第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（市民税に関する経過措置）」を付し、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条の次に次の1条を加える。

第2条の2 第1条の2の規定による改正後の人吉市税条例（附則第4条において「31年新条例」という。）第34条の4の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

附則第4条の見出しを削り、同条第1項中「新条例」を「31年新条例」に、「附則第1条第2号」を「附則第1条第4号」に改め、同条第2項中「新条例」を「31年新条例」に、「平成29年度」を「平成32年度」に、「平成28年度分」を「平成31年度分」に改め、第3条の次に次の見出し及び1条を加える。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条の2 新条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中人吉市税条例第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書の改正規定は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 2 8 年法律第 8 6 号）が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 29 号

人吉市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

人吉市子ども医療費助成に関する条例（平成 11 年人吉市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の人吉市子ども医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 この条例による子ども医療費の助成のために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（提案理由）

子ども医療費の助成対象者のうち、小学校 1 年生以上の者についても一部負担金を無料とすることに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 3 0 号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について

人吉市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方
税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会
の同意を求める。

佐 無 田 学

平成 2 9 年 2 月 2 7 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

固定資産評価審査委員会委員を選任するに当たっては、地方税法（昭
和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意

が必要である。

議第 3 1 号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について

人吉市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方
税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会
の同意を求める。

宮 原 裕 子

平成 2 9 年 2 月 2 7 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

固定資産評価審査委員会委員を選任するに当たっては、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意が必要である。